

周南市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償
に関する条例を廃止する条例制定について

周南市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償
に関する条例を廃止する条例

周南市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成15年周南市条例第88号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前までに、学校医等が公務上負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合（施行日前までの公務上の負傷又は疾病により施行日以後に障害の状態となり、又は死亡した場合を含む。）におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。